

2025年度①

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

# 民法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 占有補助者 (占有機関)
- (2) 死因処分

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1問を選択して解答しなさい。(100点)

〔1〕以下の文章を読んで各問に解答しなさい。それぞれの問は独立したものである。(100点)

1. 2024年8月1日、機械の大手販売会社のXは、関連会社の中古機械販売会社Aから依頼されて、工作機械甲・乙2台(各220万円)を、転売後に転売代金から残代金を支払ってもらうこと、および、代金完済時に所有権がAに移転することとする特約付で売却し、Aに引き渡した。
2. Xは、従業員をAに派遣して、販売促進活動に当たさせた結果、同月6日、甲は、Yに代金280万円、頭金70万円を控除した毎月70万円の3回の分割払で売却することができた。Yは、頭金70万円を現金で支払い、甲の引渡しを受けて使用していた。
3. 同月28日、Aは、Xに代金を支払わないまま、事実上倒産状態となり、Aの債権者Zが、Aの元にあった乙を差し押さえた。

(問1) Xは、Yに対して甲の返還を求めることができるか。(40点)

(問2) Xは、甲の返還請求をあきらめた場合、Yに対して何らかの請求ができるか。  
(30点)

(問3) Xは、Zに対して、乙の競売を止めることができるか。(30点)

〔2〕 以下の文章を読んで各問に解答しなさい。なお、各問および（問1）の小問①、②、③はそれぞれ独立した問題である。

1. 2023年11月20日、Aは、建設会社Bとの間で、鉄筋コンクリート2階建ての建物（以下「甲建物」とする）の建築請負契約を締結し、Aは当該契約に基づきBに対して請負代金3500万円のうち前払金として1000万円を支払った。
2. 事実1の請負契約締結時、Aは、近時日本各地で大きな地震が多発していることから安全性を備えた建物にしたいと考えていたため、Bに対し、震度6以上の地震にも耐えうる建物となるように法令において定められている鉄骨の太さよりもさらに太い鉄骨を支柱として使用するよう、何度も伝えた。Bはこれを了承した。
3. しかし、Bは法令において定められている太さの鉄骨を使用しても、震度6の地震では建物が倒壊する恐れはないことを確認し、Aが指定した鉄骨よりも細い鉄骨を支柱として使用し、甲建物の建築を進めた。
4. 2024年5月27日、甲建物は完成し、同日、BはAに甲建物を引き渡した。その翌日にAは残代金2500万円を支払い、同年6月3日に引っ越しを完了させ甲建物に住み始めた。

（問1）

その後、Aは業者に依頼して甲建物に欠陥がないか検査させた。2024年8月28日に業者から検査結果を伝えられた際、Aは、甲建物の支柱として自分が指定した太さよりも細い鉄骨が使用されていたことを知った。

- ① AはBに対して甲建物の修補として支柱の鉄骨を取り換えるよう請求したいが、認められるか。（20点）
- ② AはBに対して甲建物の請負代金について、自分が指定した鉄骨を使っていないことから、材料費が実際より安く済んだはずであるとして600万円の減額請求をしたいが、認められるか。（20点）
- ③ AはBに対して、自分が指定した鉄骨を使わなかったことで建物の耐震性が契約内容と異なるものとなり、建物の時価が想定よりも下がったことから、甲建物の修補に代わる損害賠償として1000万円請求をしたいが、認められるか。（20点）

(問2)

事実2および3の事情はないものとする。2024年7月2日に大雨が降り、甲建物の1階が浸水し、Aがリビングルームに置いていた高級カウチソファ（以下「乙」とする）が汚損し、使い物にならないほど劣化してしまった。乙は、イタリアの有名家具職人により作られた特注品で時価750万円である。1階が浸水した原因は甲建物の外壁の施工ミスであることが判明したため、Aは、Bに乙の汚損について損害賠償請求をしたいが、認められるか。(20点)

(問3)

事実2および3の事情はないものとする。2030年10月6日、Aは甲建物をCに売却した。同年11月1日からCは甲建物に住み始めた。それから2年経過後、荒天時に甲建物の揺れやきしみを感じるようになったため、家屋調査士に依頼して甲建物を調べてもらった。2032年12月14日、Cは家屋調査士から、甲建物の天井と床に無数のひび割れが生じており、このまま住み続けると危険な状態であるという判定結果を伝えられ、甲建物の天井と床の補強工事には1800万円程度かかり、工期は3カ月ほどであると言われた。Cは直ちに甲建物の天井と床の補強工事を業者に依頼し、工事の間、マンスリーマンションを借りて生活をすることにした。CはBに対して、甲建物の天井と床の補強工事費用、補強工事の間居住するマンスリーマンションの賃料を損害賠償として請求したいが、認められるか。(20点)